

1 今年度も引き続き 地籍調査

を実施します

本町では、昭和39年から43年の間で地籍調査が実施され、国有林等を除く調査対象地域のうち、概ね66%の調査が完了しています。

適正な土地取引や公共事業の推進はもとより、税の公平負担を図るためにも未実施地域における早期着手が求められていたことか

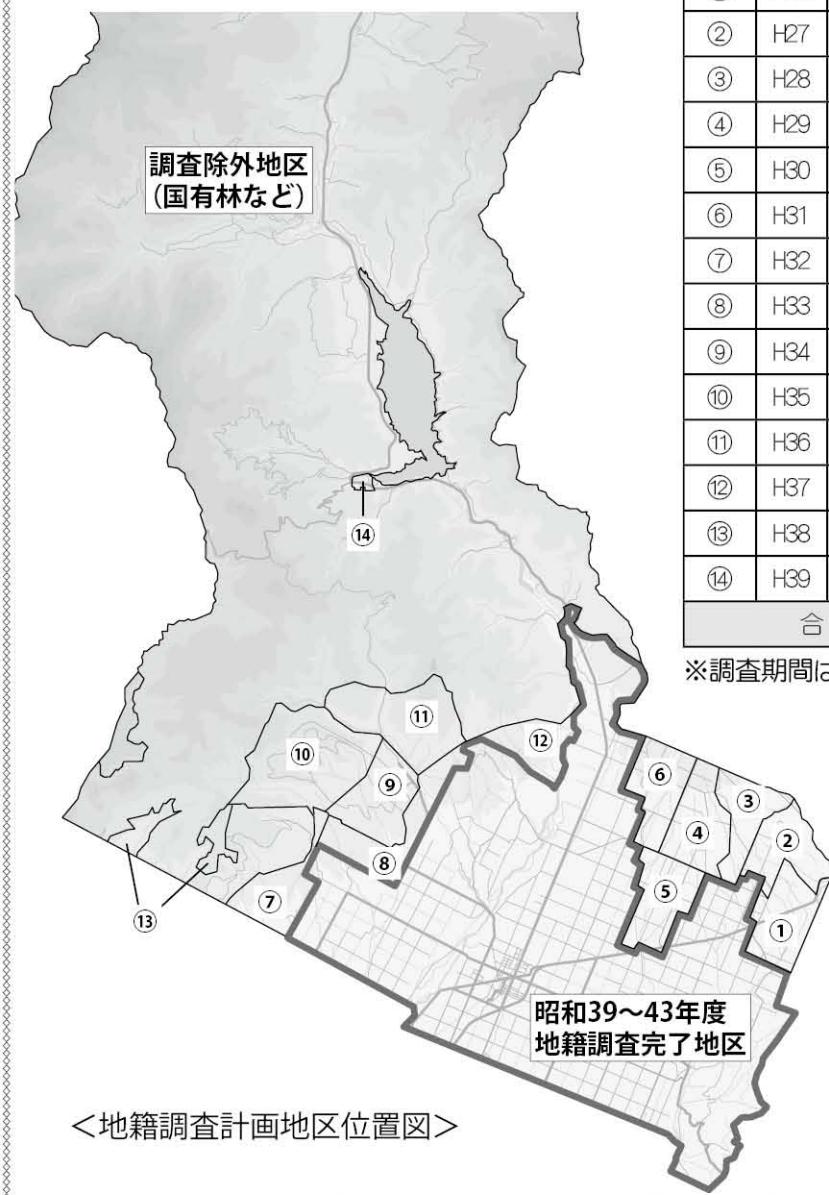
ら、平成26年度より未実施地区を対象に地籍調査を再開しました。

地籍調査は専門の測量業者に委託して実施しますが、測量業者が調査対象となる土地に立ち入ることや測量標識を設置させていただくことがあります。また、関係する地権者のみなさんには、復元した

境界点の立会確認や関係書類の閲覧などをお願いすることとなります。

地籍調査を円滑に進め、早期完了を目指すよう努めますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

実施計画



年次	年度	地区名	調査筆数	面積(km ²)
①	H26	居辺協愛	763	4.96
②	H27	居辺若葉1	315	4.39
③	H28	居辺若葉2	229	3.88
④	H29	居辺報国1	703	5.91
⑤	H30	居辺盤城	614	4.74
⑥	H31	居辺報国2	643	4.75
⑦	H32	上音更日の出	220	5.12
⑧	H33	勢多・上音更	299	5.13
⑨	H34	上音更ナイタイ1	102	5.42
⑩	H35	上音更ナイタイ2	6	10.62
⑪	H36	上音更1	2	8.68
⑫	H37	オソウシナイ	25	3.36
⑬	H38	上音更2	33	4.00
⑭	H39	ぬかびら源泉郷	200	0.23
合 計			4,154	71.19

※調査期間は、1地区概ね3～4年間で実施します。

◆今年度は、居辺協愛の2ヵ年目、居辺若葉1の1ヵ年の調査を実施します。

◆計画地区における地権者への説明会は、着手年ごとに測量調査の委託業者が決定次第、開催します。

■実施計画の詳細は、町のホームページもしくは、担当窓口にてご確認ください。

※お問い合わせは、建設課地籍担当(☎2-4297)まで

子育て支援 センター通信



■子育て支援センター
☎2-4152

◎のびのびチャレンジ

『のびのび広場』では、親子で戸外遊びや季節にあった製作などを楽しむ『のびのびチャレンジ』を行っています。また、実際に避難訓練体験なども実施しています。

みなさん、ぜひ参加してみてくださいね！

◆対象

2歳～就学前のお子さんと保護者

◆のびのび広場

毎週水曜日 9:30～11:30

◆のびのびチャレンジ

毎月1回 9:30～11:30

※日程は広報裏面や子育て通信「つくしんば」で確認してください。

6月10日(水)は
おにぎりピクニック♪
を予定しています！

◆便利な口座振替をご利用ください

希望される方は、町内の各金融機関または町民課窓口で手続きをしてください。手続きの際には、金融機関名、預金種目、口座番号及び通帳の印鑑が必要です。

◆税務補助員を配置しています

仕事のため昼間は納められない、病気やけがのため納めに行けないなどの場合は、訪問して集金しますので、町民課納税担当までご相談ください。

平成27年
町税等納
期限一
覧表

税目	1期	2期	3期	4期	5期	6期
軽自動車税	6/1	-	-	-	-	-
固定資産税	6/1	7/31	9/30	11/30	-	-
道町民税	6/30	8/31	11/2	12/25	-	-
国民健康保険税	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25
下水道受益者分担金	6/1	7/31	9/30	11/30	-	-
介護保険料	6/30	7/31	8/31	11/2	11/30	12/25
後期高齢者医療保険料	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25

※すべて普通徴収の場合

子ども医療費助成事業(対象者拡大) 高校生世代の方は申請が必要です

8月から、新たに助成の対象となる方(高校生世代)は、次のとおり申請が必要となります。

<申請が必要な方>

平成9年4月2日～
平成12年4月1日
生まれの子がいる保護者

◆対象者には6月下旬に案内文書を郵送いたします。

◆転出された子がいる方で、6月末までに案内文書が届かない場合は、お手数ですが、下記担当までご連絡ください。

※中学生以下については申請の必要はありません。

<申請期間及び受給者証の交付について>

申請期間(土日祝日除く)	受給者証の交付	助成有効始期
7月1日水～7月31日金	郵送交付	8月1日から
8月3日月以降	窓口交付	認定日から

※助成有効始期とは、医療費助成が対象となる始まりの日となります。

【ご注意!】 8月3日以降に申請いただいた方は、原則、申請日からの認定となります。保護者の入院などの理由で申請することが困難な場合は事前にご連絡ください。

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで

3 町税 に関するおしらせ

◆口座振替による軽自動車の車検用納税証明書の発行について

口座振替により軽自動車税を納めていただいている方については、車検用納税証明書を口座振替後の6月中旬に発送しています。受け取った納税証明書は車検の時まで大切に保管してください。

なお、納税証明書が届く前に車検を受けられる場合は、お手数ですが、役場町民課納税担当窓口で納税証明書(無料)を発行しますので、印鑑を持参してお越しください。

※お問い合わせは、町民課納税担当(☎2-4294)まで

4 排水路工事 のおしらせ

PICK UP 気になる情報
ピックアップ

昨年に引き続き

町道上士幌42号道路沿いの排水路工事に伴い、
一部区間が片側交互通行となります。

■ 岩手県「上士幌北地区」において、42号放水路（上士幌北1号排水路）の改修工事と道道上音更上士幌線「更進橋」、国道273号上士幌町「放水路橋」の架替工事を行います。

42号放水路の改修工事は、上士幌42号道路を片側交互通行で

行う予定です。

「更進橋」及び「放水路橋」の工事にあたっては、迂回道路を設置し道路を切り替えます。

工事期間中はご不便をあかけますが、ご理解とご協力をあ願いいたします。

◆工事期間

①42号放水路工事

6月23日～11月下旬（予定）

＜迂回道路設置期間＞

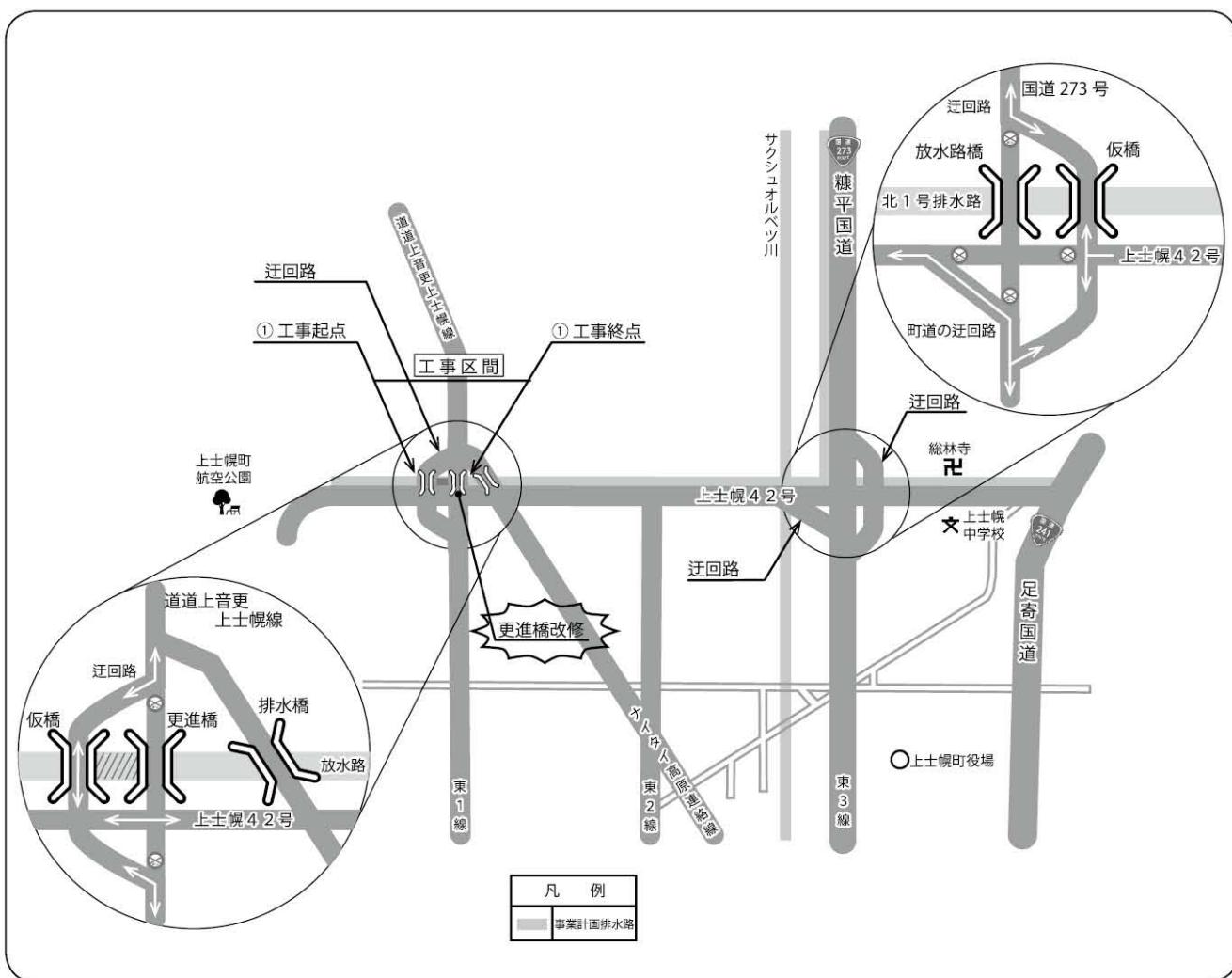
現在設置中～11月下旬（予定）

②国道273号上士幌町放水路橋架替工事

6月2日～平成28年3月下旬（予定）

＜迂回道路設置期間＞

7月2日～平成28年3月下旬（予定）



※お問い合わせは、帯広開発建設部帯広農業事務所（☎ 0155-24-3196）
または、農林課耕地整備担当（☎ 2-4293）まで

効果的な教育行政推進のため 「上士幌町総合教育会議」を設置しました

地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化などを図るため、全ての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることになりました。

上士幌町では、4月24日に「上士幌町総合教育会議」を設置し、「上士幌町教育に関する大綱」を策定しました。

◇協議・調整する内容

- ①教育行政の大綱の策定
- ②教育の条件整備等、重点的に講じる措置
- ③児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講じる措置

◇構成員

町長と教育委員会の教育委員で構成。

総合教育会議 とは

◇総合教育会議の位置づけ

審議会や決定機関ではなく、町長と教育委員会という対等の執行機関同士の協議・調整の場です。

会議で調整された内容は、互いにその結果を尊重しなければなりません。

上士幌町教育に関する大綱(要約)

1. 大綱策定の趣旨

国内の多くの自治体が「消滅」する可能性が高いという日本創成会議の統計結果が発表される中、上士幌町では「子育て・教育」を中心に町発展に向けた課題解決を目指すこととしました。

特に教育については、町の将来を担い、切り拓いていく人材を育成するため、役場内の全ての課部局、また町内外の関係機関・団体が一体となって子どもたちを育む地域を作っていくことが重要です。この大綱は、その方向性を示すものとして策定しています。

2. 大綱の位置付け

この大綱は、上士幌町教育目標の達成を至上命題としつつ、従来想定できなかった厳しい将来予想に立ち向かうため、上士幌町の教育行政の方向性を示すものとして位置付けます。

3. 大綱の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間。

4. 大綱の内容

(1) 本町の教育の方向性

人々が学び合い、高め合う「学びの地」としての生

涯学習社会を基盤とし、地域全体で子どもたちを育む中で、我が町の将来を切り拓く人材を育成します。

(2) 大綱の内容

(基本目標)

- ①町民がもっている知識・知恵・技術などを活かすことができる「生涯学習によるまちづくり」を進めます。
- ②課題別に応じた学習機会を提供する社会教育の充実に努める。
- ③誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組む。
- ④「生きる力を培う場」としてふさわしい幼児教育と小中学校教育の改善・充実に努める。
- ⑤上士幌高校の充実・発展への取り組みを進める。
(重点的に取り組む目標)

①平成26年に策定した『上士幌町子ども教育ビジョン』実現のため、「目指す子ども像」達成度の“見える化”を図る。

②生きる力を育み、厳しい社会の中でもたくましく夢をもって生き抜いていく子どもを育むため、「学力」「体力」「体験」の3つの分野で、北海道トップレベルを目指す。

※お問い合わせは、教育委員会子ども課総務・学校教育担当(☎2-3014)まで